

米国の大統領令で市場が揺れ動く2017年1月! 2月はドッド=フランク法(ボルカー・ルール)とDOLフィデューシャリー・ルールにも大統領令! その中、NISAの既存投資家も新規投資家もネット証券の投資家も総じてグローバル株を志向!!

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

NYダウは過去最高値の後、年初来で最大の下落と、市場が不安定な 2017 年 1 月! 2 月はドッド=フランク法(ボルカー・ルール)と DOL フィデューシャリー・ルールにも大統領令!

2017年1月26日(木)にNYダウは2万100.91ドルと、2日連続で過去最高値を更新した。その後は1月27日(金)にトランプ米大統領が署名した大統領令(下記※1)への警戒から下落、30日(月)は前日比-122.65/-0.61%と年初来最大の下落となり、1月31日(火)には1万9864.09と、同日までの3日間の下落率は-1.19%となった。「トランプ米大統領が一部イスラム圏市民の入国を禁止する大統領令を出したことで、投資家の間では経済成長支援策よりも孤立主義的な政策が目立つ恐れがあるとの懸念が強まった。」(2017年2月1日付ブルームバーグ~URLは後述[参考ホームページ]①)と報じられていた。2017年は市場の不安定さが目立っている。

市場は2月にもなっても不安定である。2月3日(金)はトランプ米大統領が署名した金融規制に関する大統領令を好感した金融機関株急騰に先導される形でNYダウは前日比+186.55/+0.94%の2万71.46と、再び2万ドル台で引けている(下記※2)。

※1: 米国の大統領令/Executive Order…議会承認を得る事無く、大統領が各省庁や軍に発する命令の事。従わない場合、1月30日に司法長官代行を解任した様な事も可能(*司法長官はトランプ大統領に指名されたセッションズ氏が上院でまだ承認されていなかったため実質トプの解任)。尚、後述するが、FRB/米連邦準備制度理事会議長等の独立監督機関は大統領令に従うかどうかを選択出来る。



大統領令は議会が覆す法律や修正する法律を成立させれば対抗可能である。ただ、現在は大統領と同じ共和党議員が議会の過半数を占めており、その様な法律が成立する事は考えられない。大統領令は最高裁が違憲判断をしても対抗可能である。だが、これも、現在、最高裁判事は保守派(共和党)とリベラル派(民主党)が各4人で1人欠員となっており、さらに、トランプ大統領は今、保守派(共和党)に近い判事を指名しているため、上院で承認されると最高裁もまたトランプ大統領寄りとなる。最高裁判事については、上院承認は上院60人の同意が必要(*連邦最高裁判事・閣僚・監督機関は上院51人の同意で良い)。共和党議員は現在52人なので、民主党上院議員のフィリバスター/filibuster/議事妨害で廃案にされる事となる(2016年11月14日付日本版ISAの道 その163参照~URLは後述[参考ホームページ]②)。しかし、トランプ大統領は最高裁判事の上院承認もまた51人の同意で可とする上院の議事規則改正(*「核の選択肢/nuclear option」と呼ばれる)を使う事を2月1日に示している。

トランプ大統領は大統領令を2017年1月20日の就任早々から、オバマケア/医療保険制度改革法の見直し、環太平洋経済連携協定/TPPの離脱など、連発しており、1月27日には一部イスラム圏市民の入国を禁止する大統領令を出し、先述通り株の売り材料となった。1月30日には米政府全体の規制を緩和する大統領令を出し、そして、2月3日には金融規制に関する大統領令を出した(後述※2参照)。



※2: 金融規制に関する大統領令…2月3日にトランプ大統領は金融規制に関する大統領令を出した。金融規制改革法/ドッド=フランク法(ボルカー・ルール)と労働省(DOL)フィデューシャリー・ルール(以下、DOLルール)の大統領令だ(ホワイトハウスのホームページ～URLは後述[参考ホームページ]③)。DOLルールはDOLが策定したルールで、ブローカー/販売会社が個人退職勘定/Individual Retirement Accounts/IRAや401kなど退職優遇税制口座に対してアドバイスをする場合、RIA/Registered Investment Advisers/投資顧問業者と同様のフィデューシャリー・デューティーをかけるものだ。2017年4月10日に基本条項が実施され、2018年1月1日までに完全実施される見込み(2016年7月19日付日本版ISAの道 その149～URLは後述[参考ホームページ]④)。

＜ドッド=フランク法～フィリバスターで廃案にされるので財政調整措置を検討～＞

ドッド=フランク法はトランプ大統領が選挙期間中から撤廃を掲げており、つい最近も「厄災」と呼んでいたのが特に驚きはない(1月30日付WSJ～URLは後述[参考ホームページ]⑤)。さらに、大統領令を出したからと言っても、米FSOC/金融安定監督評議会(*ドッド=フランク法で創設された責任機関)の議長でもある財務長官に規制・法律の変更の可能性について120日以内の報告書提出を義務付けたにとどまっている。加えて、トランプ大統領に指名された財務長官のムニューチン/Mnuchin氏は、民主党の抵抗が続いて時間がかかっており、共和党が規則を停止した上で、2月1日に上院財政委員会でようやく承認され、上院本会議での承認を待っている(*前述通り、承認は上院51人で良く共和党は52人なので承認される可能性大ではある)。

財務長官の承認後も困難は続く。ドッド=フランク法見直しは、先述通り、民主党の上院議員がフィリバスター/filibuster/議事妨害で廃案にする事が可能だ。そこで現在、トランプ政権と共和党議員が検討しているのは、上院の単純過半数51票で通過させる財政調整措置/budget reconciliationとして知られる手法である。

「金融規制が政府財政の負担になっている事を示す必要があり、撤廃出来る部分は限定されているものの、魅力的な選択肢の一つとなっている。」(2月2日付ブルームバーグ～URLは後述[参考ホームページ]⑥)である。

＜ボルカー・ルール～ルールを監督する独立監督機関には大統領令を適用出来ない～＞

ドッド=フランク法の中核であるボルカー・ルールについては、先述通り、ルールを監督する独立監督機関には大統領令を適用出来ない為、容易ではない。ボルカー・ルールの監督機関は、FRB/米連邦準備制度理事会議長、OCC/米通貨監督庁長官、SEC/米証券取引委員会委員長、FDIC/米連邦預金保険公社総裁、CFTC/米商品先物取引委員会委員長の5つだ。SECのホワイト前委員長こそ退任したが、大統領にトップの解任は出来ない。FRBのイエレン議長は2016年11月17日、2018年1月の任期満了まで務めあげる意向を伝えている。

＜DOLルール～DOLには大統領令が適用される～＞

DOLルールについては、策定したのが独立監督機関のSECではなく、DOLである為、大統領令を適用出来て、従わなければトップの解任も可能だ。元々、ドッド=フランク法でブローカー/販売会社にフィデューシャリー・デューティーを課す事が決まっていたものの、ルールを策定するSECが共和党と民主党の委員で意見が合わず策定せずに来ており(現在も策定していない)、オバマ前大統領がその在任中に退職優遇税制口座に限定、ERISA/従業員退職所得保障法の関連ルールとして作成をDOLに指示し、DOLルールが出来たのである(2016年11月14日付日本版ISAの道 その163参照～URLは後述[参考ホームページ]②)。

その意味で、DOL ルールの大統領令こそが重要で、トランプ政権には緊急性もあり(理由は後述)、「早ければ今週 1 月 28 日までの週にも凍結する大統領令が出される可能性がある。」(1 月 26 日付ロイター～URL は後述[参考ホームページ]⑦)と言われていた。共和党の議員からは「DOL ルールはファイナンシャル・プランナーに山のようなペーパー・ワークを押し付け、数百万人の投資家に対し、良質の投資アドバイスを奪う。利害関係者への負担と不確実性と混乱を避けるべく、基本条項が実施される 2017 年 4 月 10 日の迅速な延期を促す。」(2 月 2 日の下院規則委員会/House Rules Committee のセッション/Sessions 委員長～URL は後述[参考ホームページ]⑧)とされていた。

それで、株式市場でも DOL ルールに反応していた。2 月 3 日の金融機関株急騰、特に前日比+5.5%の 44.43 ドルと 2008 年 8 月 11 日以来高値を更新したモルガン・スタンレー株などについて「ブローカー/販売会社株が急騰した。フィデューシャリー・ルールはブローカー/販売会社がどうビジネスをするかのファンダメンタル・チェンジだ。これまでの様にビジネスをする事が出来れば良い事である。」と言う意見が出ていた(2 月 3 日付ブルームバーグ～URL は後述[参考ホームページ]⑨)。

＜DOL ルール～大統領令を出した DOL に労働長官や主要スタッフがいない～＞

トランプ大統領が DOL に大統領令を出したが、その DOL では DOL ルール策定を指揮してきたペレス/Perez 労働長官は 2017 年 1 月 20 日に退任済みであり(ペレス前労働長官については 2016 年 4 月 18 日付日本版 ISA の道 その 138～URL は後述[参考ホームページ]⑩)、後任としてトランプ大統領が指名したパズダー/Puzder 氏はムニューチン次期財務長官同様、民主党の抵抗が続いて時間がかかっており、現在は、ハグラー/Hugler 労働次官補代理が労働長官代行だ。上院 51 人の同意なので、承認はされる可能性が大きい、「2 月後半まで承認されない可能性がある。」(2017 年 1 月 31 日付米インベストメント・ニュース誌～URL は後述[参考ホームページ]⑪)と言われている。その為、労働省は現在、主要ポストの多くが空席である(労働省のホームページの主要ポスト動向～URL は後述[参考ホームページ]⑫)。その中、先述通り、2 月 2 日に共和党の下院規則委員会のセッション委員長から DOL ルール延期を急ぐレターをトランプ大統領が受け取るなどがあり、とうとう大統領令を出したと思われる。だが大統領令を命じる DOL に指名した人間が揃っていないのである。

＜DOL ルール～大統領令最終版は経済的および法的な分析を準備だけで 6 カ月/180 日延期が無い～＞

今回、大統領令最終版で 6 カ月/180 日延期が出ておらず、「労働省は DOL ルールに関する経済的および法的な分析を準備する/prepare an updated economic and legal analysis concerning the likely impact of the Fiduciary Duty Rule。」にとどまったのも(ホワイトハウスのホームページ～URL は後述[参考ホームページ]⑬)、こうした事が背景の可能性もある。大統領令の出る直前、草案を入手した米国のメディアは「トランプの大統領令で DOL フィデューシャリー・ルールの実施は 4 月 10 日実施の 6 カ月/180 日延期となる見込み。」と報じていた(2 月 3 日付米インベストメント・ニュース誌やロイターなど～URL は後述[参考ホームページ]⑭)。日本のメディアはその米国のメディアを見て報じていた。

＜DOL ルール～停止や延期には告知と意見徴収、パブコメに 60 日以上が必要～＞

DOL に労働長官や主要スタッフが揃って、大統領令を執行、つまり、DOL ルールの停止や延期等をするにも、告知と意見聴聞を行ってパブリックコメント/パブコメ(notice and comment 手続)を得た上での延期となる。パブコメ期間は Administrative Procedure Act/行政手続法上 30 日以上、クリントン政権での大統領令で 60 日以上となっている。トランプ大統領がこの「60 日以上」を守るのなら、2017 年 4 月 10 日の DOL ルール基本条項実施までに時間は全然無いのである。

ちなみに「2009年、オバマ政権は、ブッシュ政権末期に作られた投資アドバイスに関するルールを最終的に三度も延期、パブコメを得て撤廃、そして修正したものを再提案している。」(1月23日付米インベストメント・ニュース誌～URLは後述[参考ホームページ]⑭)と言う。

＜DOLルール～暫定ルールで延期する方法、訴訟で数カ月延期する方法～＞

トランプ政権には以上の他にDOLルールを停止・延期する方法として、暫定ルール/interim ruleで延期する方法(*notice and comment 手続を要しないが、良い理由が必要で、行政手続法に抵触する可能性)がある(1月23日付米インベストメント・ニュース誌～URLは後述[参考ホームページ]⑭)。また、DOLルールを違反とする訴訟で数カ月延期する方法(*notice and comment 手続を要しないが、法廷プロセスに時間がかかる)がある(同上)。労働長官代行のハグラー労働次官補代理は「DOLルールを違反とする訴訟で延期する方法を検討している。」と言っていると言う(2月3日付米インベストメント・ニュース誌～URLは後述[参考ホームページ]⑮)。

＜DOLルール～投信業界はTシェア(クラス)、F3シェア等DOLルール向け投信を準備～＞

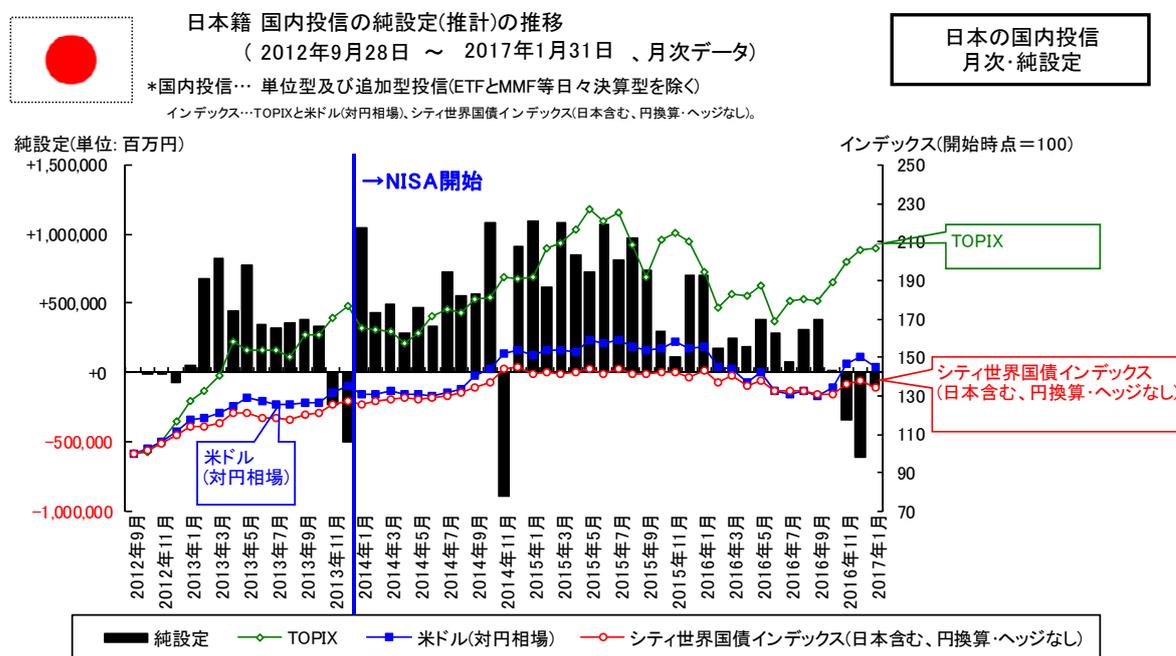
DOLルールの実施される見込みの4月10日がどんどん近くなり、米国の投信業界もトランプ政権をかなり気にしつつも、準備を進めてきている。DOLルール向け投信も設定されようとしている。代表的な存在がTシェア(クラス)で、これはブローカーの高いコミッション(販売手数料などブローカーが徴収する手数料)への誘惑を無くす為、全てのファンド分類において販売手数料2.5%(*大口割引あり)、12b-1手数料/代行手数料年0.25%、投信会社からブローカー/販売会社へのリベート/キックバック禁止と言うもの。「新たに3800本ものミューチュアルファンドが誕生しそうである。」(1月6日付モーニングスター・レクチャーラー・レポート～URLは後述[参考ホームページ]⑯)と言われる。キャピタル・グループ/アメリカン・ファンズのように「F3シェア」と言うものを設定する所もある。ノーロードファンド「Fシェア」の一つでコミッション(12b-1手数料/日本の代行手数料)が0.25%の「F1シェア」でもなく、12b-1手数料が無いもののサブ・トランスファー・エージェンシー・フィーがある「F2シェア」でもなく、12b-1手数料もサブ・トランスファー・エージェンシー・フィーも無いのが「F3シェア」だ。ちなみに米国最大のバンガード・グループは元々販売手数料も12b-1手数料も無い。

この様に、米国のブローカー/販売会社だけではなく、投信業界もDOLルールについて大きな影響を受けている。株式や債券、為替市場がトランプ大統領の言動で一喜一憂する中、ボルカー・ルールに関わる日本の銀行や証券会社はもちろん、フィデューシャリー・デューティーを注視する投信関連会社の規制担当者も含め、トランプ大統領の動向、大統領令、金融規制をしっかりウォッチしていきたいものである。

米国株に連動する形で日本株も不安定となる中、日本の少額投資非課税制度(NISA)のみならず投信への投資でどの様に投資がなされてきたか。2017年最初の1月の投資動向を見る。

NISAの投資家を既存投資家と投資の未経験者層(新規投資家)とに分け、既存投資家は投信全体の動向で代替、投資の未経験者層(新規投資家)はNISA向けファンド(後述※3参照)で代替する事とする。投信の投資動向を見るのはNISAの総投資額の61.7%が投信(ファンド)と、投信への投資が中心だからである(2016年6月末時点、金融庁公表資料～URLは後述[参考ホームページ]⑰)。

まず **NISAの既存投資家を示す投信全体の純設定は2017年1月に-903億円と、前月2016年12月の-6096億円より大きく純流出額は減ったものの、3カ月連続の資金純流出だった。**



(出所:ブルームバーグ、Ibbotsonより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

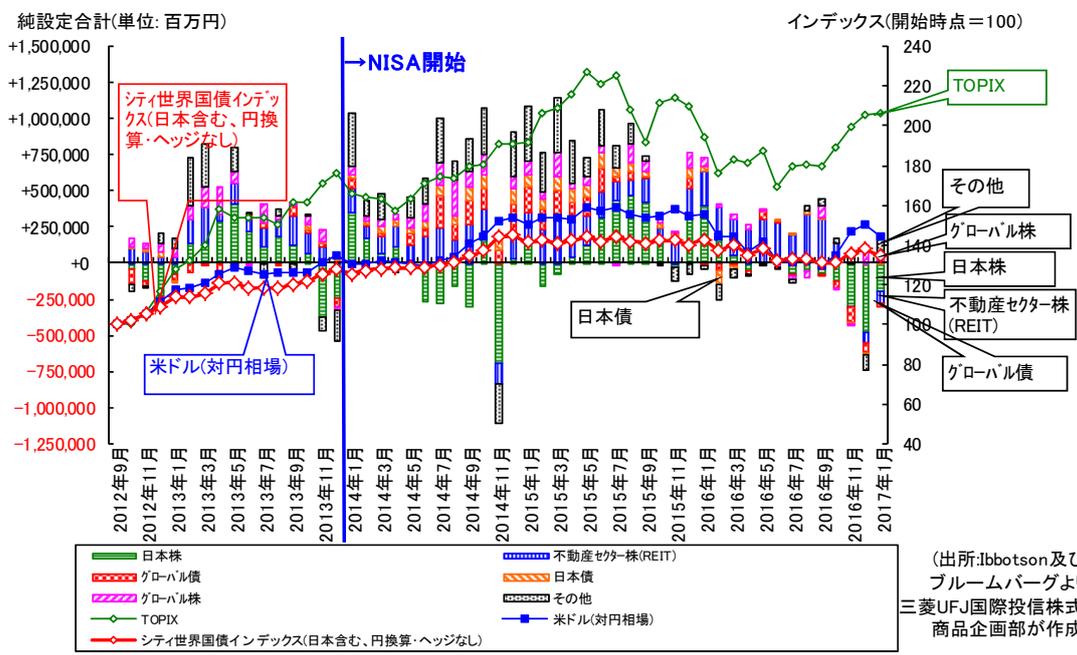
2017年1月にNISAの既存投資家はグローバル株を志向

投資対象(主要分類)別で見ると、投信全体が純流出の続く中、**2017年1月に最も純設定の大きかったのは、アジア株(除く日本)、グローバル株、日本債、米国大型ブレンド株、ハイイールド債**だった(次頁グラフ参照 *主要分類…モーニングスター分類で2016年12月末の純資産の大きい上位5分類。アジア株、米国大型ブレンド株、ハイイールド債は「その他」に含まれる)。

2017年1月に最も純設定額の大きかったのは、アジア株(除く日本)で、一部のオーストラリア好配当株ファンドへの純流入が大きい。次いでグローバル株だが、1月の純設定額は+597億円と2カ月連続の純流入で、2016年の年間純設定額で見ても、グローバル株は3位と、前年からの純流入継続の傾向だ。

一方、2016年10月まで8カ月連続の純設定額1位で2016年(1月~12月)に+2.4兆円の純流入となった不動産セクター株(REIT)は、2016年11月以降、3カ月連続の純流出となった。2017年1月の純設定額は-807億円と、前月(-686億円)を上回り2年2カ月ぶりの大きさである。

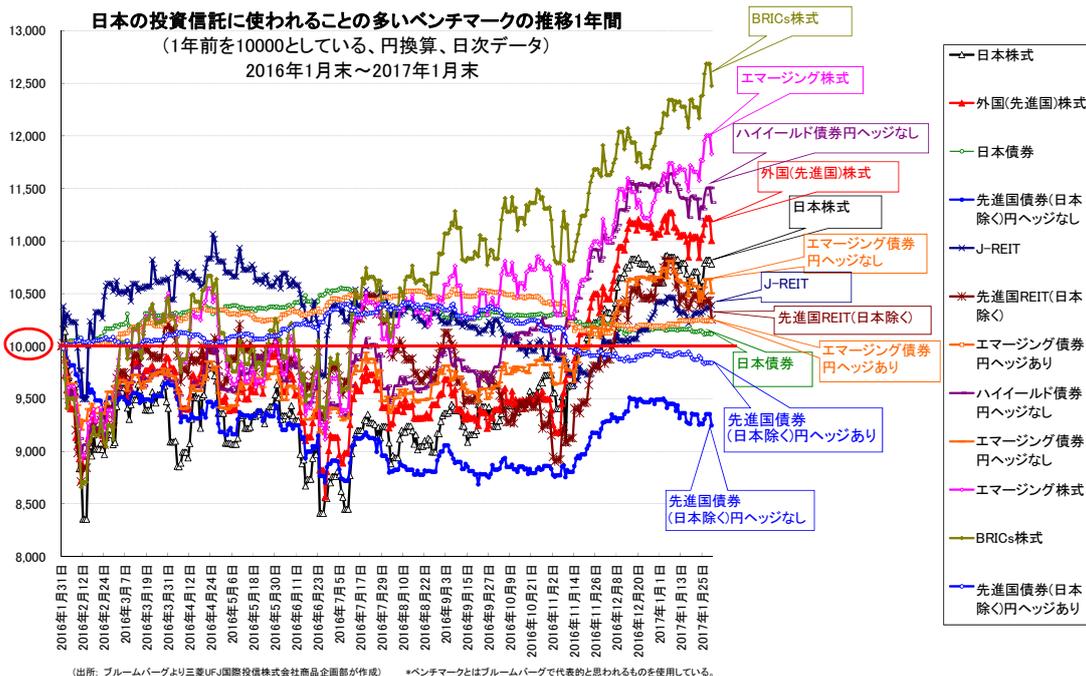
日本籍 国内投信の主要分類別純設定(推計)の推移
(2012年9月28日 ~ 2017年1月31日、月次データ)
*国内投信… 単体型及び追加型投信(ETFとMMF等日々決算型を除く)
インデックス… TOPIXと米ドル(対円相場)、シティ世界国債インデックス(日本含む、円換算・ヘッジなし)



REIT ファンドの純流出の要因としては、国内最大の REIT ファンドが 2016 年 11 月に 2012 年 12 月以来の分配金引き下げをし、追随するように 2 カ月後の 2017 年 1 月、国内で 2 番目に大きい REIT ファンドが 2012 年 8 月以来の分配金引き下げをした影響が大きい。「背景にあるのが運用難だ。米長期金利上昇で借入れコストが高まると、不動産投資信託(REIT)の収益は圧迫される。米REIT指数は昨年 11 月、8カ月ぶりの安値をつけた。運用収益が目減りすれば、元本の一部を取り崩して分配金に回す手法は行き詰まる。」(1月 28 日付日本経済新聞朝刊～URL は後述[参考ホームページ]⑱)と言われている。

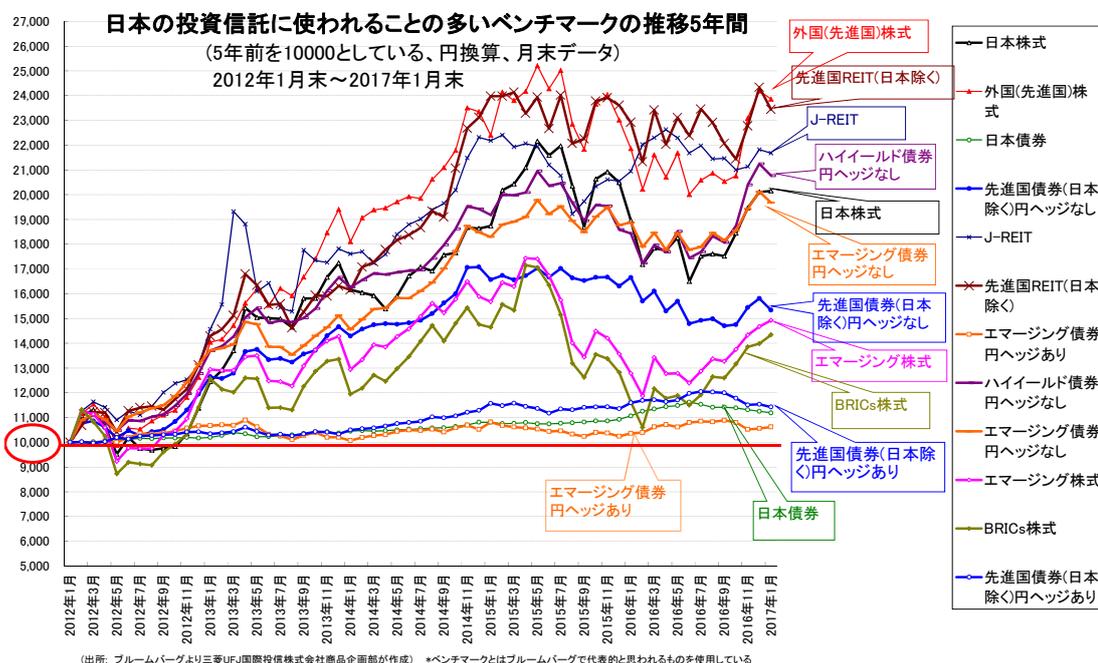
日本株は 2017 年 1 月の純設定額が-1895 億円と前月 2016 年 12 月(-4771 億円)を下回るものの、7 カ月連続の純流出となった。前月 2016 年 12 月(-4771 億円)は、2014 年 11 月(-6839 億円)以来の大きな純流出額だった。米大統領選挙(11 月 8 日)後の株高をうけ年末にかけて利益確定の売りが大きかったと思われる。「日本の投資家は逆張り志向が強く、上昇相場時には利益確定の売りを優先する傾向がある。」(1月 7 日付日本経済新聞夕刊～URL は後述[参考ホームページ]⑲)の展開である。

日本の投信に使われることの多いベンチマークのパフォーマンス推移を見たところ、次頁グラフの通り、1 年のパフォーマンスの好い順に、BRICs 株式、エマージング株式、ハイイールド債円ヘッジなし、先進国株式、日本株式、エマージング債円ヘッジなし、J-REIT となっている(*グラフは 1 年前を 10000 としている、円換算、日次データ)。前述した様に 2017 年 1 月の投信全体でアジア株(除く日本)、グローバル株などは純設定が大きかったが、パフォーマンスの好調さによるところもあろう。

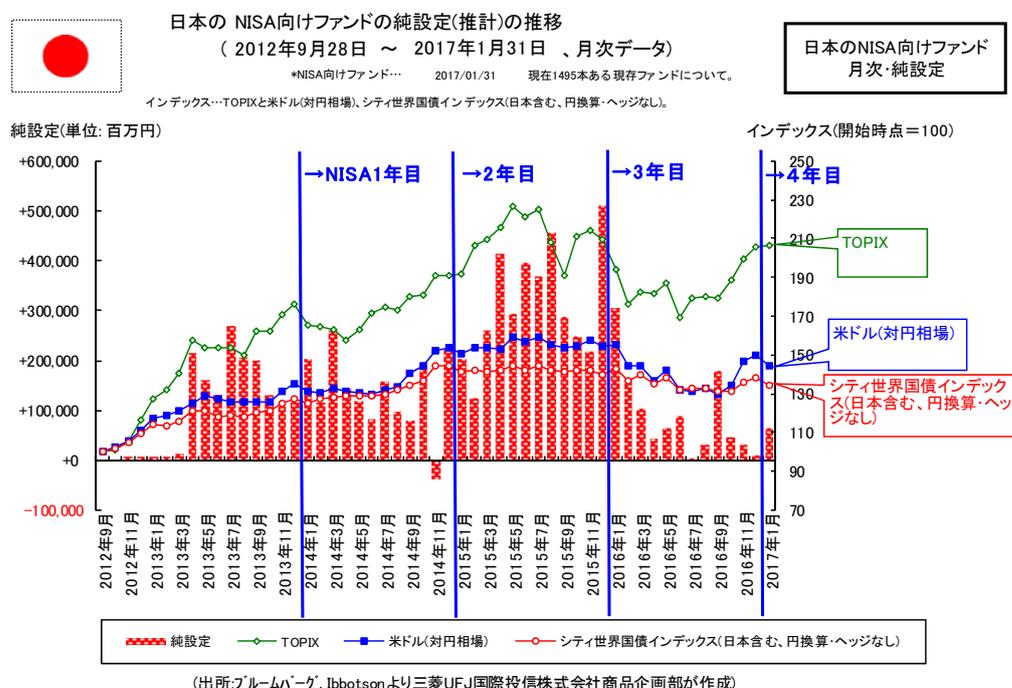


先進国 REIT は、3 年で見れば最も好く、5 年で見れば 2 番目に好かった。ただ、1年では上記グラフのベンチマークで下から 4 番目、2016 年 7 月末からの半年では下から 5 番目で、足元 1 月の 1 ヶ月で見ると最下位だった。日本株のパフォーマンスは、1 カ月や 3 ヶ月で見れば、上記グラフのベンチマークで 4 番目に好く、半年や 1 年・3 年・5 年では 5 番目に好かった。

下記のグラフは以上の 5 年のパフォーマンスである。パフォーマンスの好い順に、先進国株式、先進国 REIT、J-REIT、ハイイールド債円ヘッジなし、日本株式となっている(*グラフは 5 年前を 10000 としている、円換算、月末データ)。先進国株式のパフォーマンスは、2016 年 10 月末からの 3 カ月でみると最も好く、7 月末からの半年で見ると、下記グラフのベンチマークで 4 番目に好いと、こうしたパフォーマンスの好きがグローバル株への人気につながっている様に見える。



2017年1月にNISAの新規投資家はグローバル株・アロケーションファンドを志向
次に新規投資家を示すNISA向けファンドの純設定を見る。**既存投資家の動向を示す投信全体では3カ月連続の純流出となったが、NISA向けファンドの純設定は、最新2017年1月は+623億円と前月2016年12月の+93億円を上回り、2016年9月以来の大きさである。**

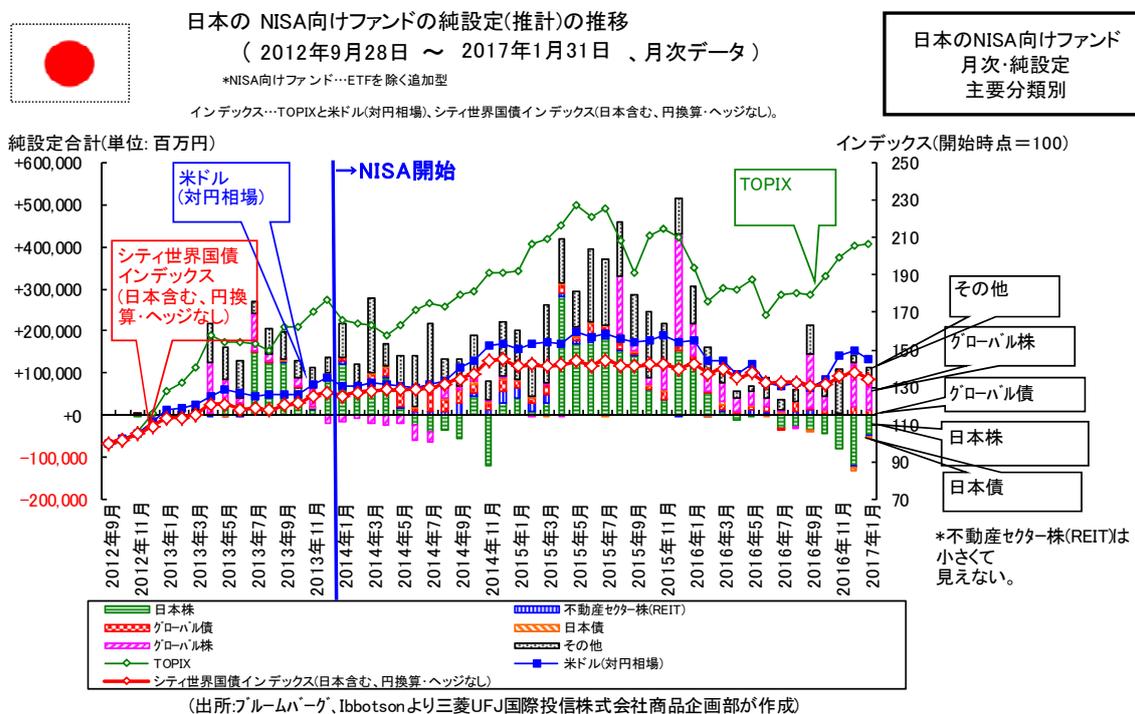


※3: 「NISA向けファンド」…投資信託協会の言う「NISA向けのファンド(*分配頻度が低いファンド、低コストのファンド、バランス型ファンド)」を参考にしながら(URLは後述[参考ホームページ]⑳)、2013年11月末時点の契約型公募投信純資産が1兆円以上ある投信会社17社(*全84社の約90%を占める)の株式投信(ETFを含む)で「NISA向け」、「NISA専用」、「NISAで選ぶ」、「NISAにおすすめ」などと紹介されているファンド、それに加え、2013年4月以降に設定された分配頻度が低いファンドやバランス型ファンドとしている。尚、2013年4月以降と言うのは、NISAが含まれる税制改正(関連)法が2013年3月30日に成立・政省令公布されたため。また、単体型・限定追加型・年1～2回分配以外のファンド・DC・SMA・ミリオン(従業員積立投資プラン)を含めていない。ただ、同じシリーズが該当している場合は年1～2回以外を含めている。しかし、通貨選択型については、年1～2回以外を除いている(*マネー・プールは年1～2回でも除いている)。こうした「NISA向けファンド」を抽出した所、2017年1月31日時点で1495本となった。

投資対象(主要分類)別で見ると、**2017年1月の純設定1位はグローバル株(2016年12月1位)、2位はアセットアロケーション柔軟型(同2位)、3位はグローバル債(同3位)だった**(次頁グラフ参照。アセットアロケーションは「その他」に含まれる)。

2016年1年間の純設定額が+5027億円とNISA向けファンドでは最大だったグローバル株は、2017年1月の純設定額も最大で、(投信全体では2位)、2016年9月から5カ月連続の純流入である。2位のアセットアロケーション柔軟型も、年間の純設定額で2015年・2016年ともに2位となるなど、継続して純流入となっている。NISA向けのアセットアロケーションファンドの人気については、「NISAの非課税枠は年120万円の上限があります。値上がりした資産を売ってもその分の枠は再利用できず、リバランスが難しい面があります。バランス型は運用会社が資産配分の調整をしてくれるため、個人は投信自体を売却する必要がなく、投資枠を温存したままリバランスができます。」とされている(2017年1月28日付日本経済新聞朝刊～URLは後述[参考ホームページ]㉑)。

一方、日本株は、2015年に純設定最大だったが、2016年は-1667億円と純流出最大で、2017年1月にかけては7カ月連続の純流出となるものの、純流出額は5カ月ぶりに前月比で減少した。



2017年1月はネット証券の投資家もグローバル株を志向

最後に、各証券会社の集計結果を見る。2017年2月3日現在で、各社HP(口座保有者限定の閲覧サイトは除く)に公表されている最新NISA・投資信託動向だが、ランキングを掲載しているのはネット証券会社が多かった。ランキングの集計時期や方法は証券会社により異なるので、ここでは、ネット証券各社がHPで公表する最新の内容を紹介する。NISA口座における投資対象はどのようなものか傾向を見る参考としてほしい。個別ファンドなどの詳細はオリジナルのサイトを参照の事(URLは後述[参考ホームページ]②)。

<NISA 投資信託>

○マネックス証券は最新2017年1月のNISA口座における月間売れ筋ファンド(販売額)のベスト10を発表しており、1・4・5位は不動産セクター(REIT)ファンド、2位はグローバル株ファンド(インデックスファンド)、3位は日本株ファンドとなっている。前月2016年12月の1・5位は日本株ファンド、2位はグローバル株ファンド、3・4位は不動産セクター(REIT)ファンド(2・5位はインデックスファンド)だった。また週間の売れ筋ファンド(販売額)についても発表しており、最新週2017年1月23日から1月27日までは、1位は不動産セクター(REIT)ファンド、2位はグローバル株ファンド、3～5位は日本株ファンド(2・5位はインデックスファンド)。一ヶ月程前の2016年12月26日から12月30日までは、1・2位は不動産セクター(REIT)ファンド、3・5位は日本株ファンド、4位はグローバル株ファンド(インデックスファンド)だった。

○最大手であるSBI証券は週間のランキングを発表しており、最新週1月23日から1月27日までの取引をもとにしたNISAの投資信託・買付金額の1・2位はグローバル株ファンド、3位は不動産セクター(REIT)ファンド、4・5位は日本株ファンドとなっている(1・5位はインデックスファンド)。一ヶ月程前の1月2日から1月6日までの取引をもとにしたNISAの投資信託・買付金額の1・4位は不動産セクター(REIT)ファンド、2・3位はグローバル株ファンド(3位はインデックスファンド)、5位は日本株ファンドだった。

○楽天証券も週間ランキングを発表しており、1月23日から1月27日までのNISA投資信託・買付金額の1・2位はグローバル株ファンド(2位はインデックスファンド)、3位は不動産セクター株(REIT)ファンド、4位は日本株ファンド、5位はエマージング株ファンド。一ヶ月程前の1月2日から1月6日までのNISA投資信託・買付金額の1・2位は不動産セクター株(REIT)ファンド、3・5位はグローバル株ファンド(5位はインデックスファンド)、4位は日本株ファンドだった。

<ジュニア NISA 投資信託>

○SBI証券は週間のランキングを発表しており、最新週1月23日から1月27日までの取引をもとにしたジュニアNISAの投資信託・買付金額の1・4位はグローバル株ファンド、2・3位はアセットアロケーションファンド、5位は日本株ファンド(1・3位はインデックスファンド)。一ヶ月程前の1月2日から1月6日までの取引をもとにしたジュニアNISAの投資信託・買付金額の1位は不動産セクター株(REIT)ファンド、2・4位はグローバル株ファンド、3位は日本株ファンド、5位は国内債券ファンド(2・3位はインデックスファンド)だった。

<NISA 積立~2017年2月3日現在で入手できる最新(公表データは限られており、集計の時期や対象は各社で異なるのであくまで参考まで)>

○マネックス証券では、2017年1月のNISA月間積立契約件数ランキングを出しており、1・2位は日本株ファンド、3・4位はグローバル株ファンド、5位はアセットアロケーションファンドとなっている(*2016年7~12月と順位は同じ。2~4位はインデックスファンド)。

○楽天証券は積立設定件数ランキングを週間で発表しており、最新週1月23日から1月27日までのNISA口座では、1・4位はグローバル株ファンド、2・3位は日本株ファンド、5位はアセットアロケーションファンドとなっている(*2位以外全てインデックスファンド)。

ネット証券では、グローバル株の人気が見られ、次いで不動産セクター株(REIT)、日本株が人気だった。

以上、2017年1月にNISAで投資された先を既存投資家、新規投資家、ネット証券の順で見てきたが、前月に引き続き、総じてグローバル株が人気だった。 ちなみにグローバル株は、日本のNISAが範とする英国の投信でも2016年に個人投資家に最も人気のあった株式ファンドである(後述※4)。

以上、こうした情報が、今後を示すものではないが、4年目のNISAを検討する投資家の参考になれば幸いである。

※4: 2016年の日英個人投資家向け投信販売…2017年1月31日に英投資協会(Investment Association)は、2016年の英国投資家動向を発表した(URLは後述[参考ホームページ]②)。Brexit(EU離脱/2016年6月)ショックや米大統領選のトランプ氏勝利(同11月)で市場が大きく揺れ動いた2016年、英国の個人投資家向け投信の純販売額は前年比-121億英ポンド/-72%の47億英ポンドと減速した。投資対象資産をみると、債券と絶対収益型に資金が流入し、株式では地域別にみてグローバル株が好調なパフォーマンスを背景に志向されていた。また、英ISAファンドの純販売額は2016年に前年比-11億英ポンド/-42%の15億英ポンドと、投信全体と同様に減少した。一方、日本の投信をみると、2017年1月17日に投資信託協会が発表した2016年の国内公募投信(除くETF)の純設定額は-1兆1862億円と2003年以来13年ぶりの純流出となった(URLは後述[参考ホームページ]④)。MMFが日銀のマイナス金利政策

による運用難から償還が相次ぎ 2016 年に 7117 億円の償還が発生したことが大きい。MMF が含まれ NISA の対象外である公社債投信や機関投資家中心の ETF を除いた株式投信でみると、2016 年の純設定額は前年比-7 兆 2370 億円/-86%の 1 兆 2123 億円と 2012 年(3745 億円)以来の小ささだった。前年比でみた 2016 年の投信の純販売額/純設定額は、英国の投信は 7 割減、ISA ファンドは 4 割減だが、日本の株式投信は約 9 割弱の減少となった。

以上

[参考ホームページ]

- ①2017 年 2 月 1 日付ブルームバーグ「米国株:ダウ平均とS&P500 種は続落、ナスダックはほぼ変わらず」…
「 <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2017-01-31/OKNY30SYF01S01> 」、
- ②2016 年 11 月 14 日付日本版 ISA の道 その 163「トランプ大統領誕生による金融規制への影響～ドッド・フランク法(中核のボルカー・ルール)、グラス・スティーガル法、MMF 規制改革、労働省(DOL)フィデューシャリー・ルールはどうなる?～」…「 https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_161114.pdf 」、
- ③米国ホワイトハウスのホームページに出ている金融規制関連の大統領令最終版…A「米国金融システム規制に対するコア・プリンシプルに関する大統領令署名/Presidential Executive Order on Core Principles for Regulating the United States Financial System whitehouse.gov」…「 <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/02/03/presidential-executive-order-core-principles-regulating-united-states> 」・B「フィデューシャリー・ルールに関する大統領令署名でのトランプ大統領による所見/Remarks by President Trump at Signing of Executive Order on Fiduciary Rule」…「 <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/02/03/remarks-president-trump-signing-executive-order-fiduciary-rule> 」・C「フィデューシャリー・デューティー・ルールに関する大統領の覚書/Presidential Memorandum on Fiduciary Duty Rule」…「 <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/02/03/presidential-memorandum-fiduciary-duty-rule> 」、
- ④2016 年 7 月 19 日付日本版 ISA の道 その 149「キーワードはインベストメント・チェーン!～米国労働省(DOL)フィデューシャリー・ルール案、英国ケイ・レビュー、欧州 MiFID～」…
「 https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160719.pdf 」、
- ⑤2017 年 1 月 30 日付 WSJ「トランプはドッド=フランク法を激しく批判、小規模企業には‘厄災’と呼ぶ/Trump Blasts Dodd-Frank as He Tries to Cut Regulations. President calls law ‘a disaster’ at an event with small-business owners」…「 <https://www.wsj.com/articles/trump-blasts-dodd-frank-as-he-tries-to-cut-regulations-1485798616> 」、
- ⑥2017 年 2 月 2 日付ブルームバーグ「トランプが米ドッド=フランク法一部撤廃で民主党を迂回するプラン B/ Plan B for Trump’s ‘Big Number’ on Dodd-Frank Bypasses Democrats」
…「 <https://www.bloomberg.com/politics/articles/2017-02-02/plan-b-for-trump-s-big-number-on-dodd-frank-bypasses-democrats> 、
<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2017-02-02/OKR8BTSYF01S01> 」。
- ⑦2017 年 1 月 26 日付ロイター「トランプ政権の規制緩和、個人投資家が食い物に: ジェームス・サフト/Regulation-slashing Trump declares open season on suckers: James Saft」
…「 <http://jp.reuters.com/article/markets-saft-idJPKBN15907N?sp=true> 、 <http://www.reuters.com/article/us-markets-saft-idUSKBN1572RI> 」、
- ⑧下院規則委員会/House Rules Committee の e のホームページは「 <http://www.house.gov/rules/> 」、
- ⑨2017 年 2 月 3 日付ブルームバーグ「ブローカー/販売会社株が急騰」…「 <https://www.wsj.com/articles/trump-signs-executive-actions-toward-scaling-back-dodd-frank-financial-regulation-1486148274> 」、
- ⑩2016 年 4 月 18 日付日本版 ISA の道 その 138「米国の退職口座(IRA・401k 等 DC)の投資アドバイスが大きく変わる! ロボアドバイザーはビジネスチャンスと見なしデータアグリゲーションで囲い込みへ!!」…
「 http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160418.pdf 」、
- ⑪2017 年 1 月 31 日付米インベストメント・ニュース誌「労働省(DOL)フィデューシャリー・ルールはトランプの大統領令の

大混乱に入っていない/DOL fiduciary rule not yet caught up in Trump maelstrom]…

「 <http://www.investmentnews.com/article/20170131/BLOG07/170139979/dol-fiduciary-rule-not-yet-caught-up-in-trump-maelstrom> 」、

⑫労働省のホームページの主要ポスト動向…「 <https://www.dol.gov/general/contact/contact-phonekeypersonnel> 」、

⑬2017年2月3日付米インベストメント・ニュース誌「トランプの大統領令でDOLフィデューシャリー・ルールは180日延期」…「 <http://www.investmentnews.com/article/20170203/FREE/170209958/dol-fiduciary-rule-delayed-180-days-by-trump-directive> 」・2017年2月3日付ロイター

「トランプ氏、金融規制改革法の大統領令に署名 見直し指示」…「 <http://jp.reuters.com/article/usa-trump-banks-to-sign-idJPKBN15I297> 」、

⑭2017年1月23日付米インベストメント・ニュース誌に「訴訟が労働省(DOL)フィデューシャリー・ルール遅延に使われるだろう/Lawsuits could be used to delay DOL fiduciary rule]…

「 <http://www.investmentnews.com/article/20170123/BLOG07/170129987/lawsuits-could-be-used-to-delay-dol-fiduciary-rule> 」・2017年1月23日付米インベストメント・ニュース誌「DOLルール実施延期には二つのコースが考えられる/Two possible routes Trump could take to delay DOL fiduciary rule]…「 <http://www.investmentnews.com/article/20170123/FREE/170129985/two-possible-routes-trump-could-take-to-delay-dol-fiduciary-rule> 」、

⑮2017年2月3日付米インベストメント・ニュース誌「大統領の覚書には労働省(DOL)フィデューシャリー・ルールの延期が明記されていなかった/Final Trump memo lacks explicit directive to delay DOL fiduciary rule]…

「 <http://www.investmentnews.com/article/20170203/FREE/170209956/final-trump-memo-lacks-explicit-directive-to-delay-dol-fiduciary-rule> 」、

⑯2017年1月6日付モーニングスター・レクンターラー・レポート/Rekenthaler Report…

「 <http://beta.morningstar.com/articles/787395/lower-cost-t-shares-coming-to-a-fund-near-you.html> 」、

⑰2016年9月30日付金融庁公表のNISA・ジュニアNISA利用状況調査(平成28年6月末時点)…

「 <http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20160930-1/01.pdf> 」、

⑱2017年1月28日付日本経済新聞朝刊「板挟みの毎月分配投信 金融庁『資産形成にそぐわない』運用難でも根強い個人需要]…「 <http://www.nikkei.com/my/#!/article/DGKKZO12243950X20C17A1DTB000/> 」、

⑲2017年1月7日付日本経済新聞夕刊「株高でも個人慎重 投信流入額、昨年は9割減 解約資金、新規投資回らず]…「 http://www.nikkei.com/paper/article/?b=20170107&ng=DGKKASGD2IH80_X00C17A1MM0000 」、

⑳2014年1月8日付投資信託協会メールマガジン「NISA 向けのファンドって?]…「 <http://www.toushin.or.jp/mailmag/> 」、

㉑2017年1月28日付日本経済新聞朝刊「初心者の投信選び 値動き安定のバランス型は長期向き]…

「 <http://style.nikkei.com/article/DGXMZO12205170X20C17A1PPE001?channel=DF280120166591> 」、

㉒SBI証券のNISA ランキング・投資信託…「 <https://www.sbisec.co.jp/> 」、

楽天証券のNISA ランキング・投資信託…「 https://www.rakuten-sec.co.jp/NISA/#NISA_ranking 」、

マネックス証券のNISA 月間売れ筋ランキング・投資信託・販売金額…「 <https://fund.monex.co.jp/rankinglist#NISAMonthlySales> 」、

㉓2017年1月31日付英投資協会(Investment Association)発表の2016年の英国投資家動向の統計…

「 <http://www.theinvestmentassociation.org/media-centre/press-releases/2017/press-release-statistics1216.html> 」、

㉔2017年1月17日付日本の投資信託協会発表「2016年の投信概況]…

「 <http://www.toushin.or.jp/statistics/statistics/data/> 」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。

本資料中で使用している指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ・シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。